

第3回下川町総合計画審議会全体会議 会議録

日 時 令和2年11月11日
18時30分～20時30分
場 所 ハピネス大ホール

委 員：川島副会長、瀬川委員、麻生委員、佐藤委員、品地委員、伊藤委員、多田委員、
山崎委員、山川委員、高松委員、野崎委員、筒淵委員、渡邊委員、西村委員、
及川委員、田中委員、山田委員、三津橋委員、山田委員

(欠席：筒淵会長、高橋委員)

事務局：田村課長、亀田主幹、大西主事、遠藤主事

1 開会

2 会長挨拶（代理：川島副会長）

今回は新たに、公共施設カルテの資料が加わり、大変になることが多かったと思う。新しく委員になった方もおり、今までとは違う視点からのご意見いただくことができた。短い時間ですべての資料を読み、把握するのは大変であるが、今後、他の部会の資料にも目を通していただければと思う。

また、町の財政状況を考えて施設の統廃合や廃止を検討するのは重要なことではあるが、そこにあったコミュニティや地域の付き合いに対して配慮して事業を進めていただければと思っている。

3 案件

(1) 令和2年度行政評価（令和元年度実施事業等）部会報告について

・福祉・教育部会

委員：部会意見について報告。

・快適環境・地域づくり部会

委員：部会意見について報告。

・産業経済部会

委員：部会意見について報告。

委員：福祉・教育部会の障がい者支援の利用者定数を 50 人から 40 人に変更するということが、昨今では入所型ではなく通所型の施設や多少の援助がついているグループホーム等に移行している傾向がある。そういった地域の受け入れを想定の上で利用者定数の減少するのか、それとも財政的な課題からの減少なのか。

委員：障害の重たい方が増えており、今後年齢を重ねて、利用者の介助に人員と時間がかかってくることから、現状の職員数でできる範囲で利用者定数を減少する必要がある。

委員：定員を少なくする理由については、現在入所者は 3 から 4 人で部屋を利用している、今後は 2 人部屋にしていきたいと考えている。また、職員の採用に苦戦している状況である。

委員：施設の委託から指定管理になるという話があったが、違いは何か。

町：町の施設は財産の中で公の施設としてくくられている。運営方法については、地方自治体の法律の中で、民間の事業者の方にお手伝いいただきながら施設を効率的に運営していく指定管理という制度と役場職員が直接的に運営する直営の二通りがある。

委員：木工芸センターについて、報告がなかったので、審議会の中でどういった議論になっていたのか教えていただきたい。

委員：木工芸センターについては、使う方が限定されているため、有償譲渡の方向で検討しているとのことである。

委員：有償譲渡になると今までの運営とどう違うのか。

町：基本的にはその時の土地や建物の価格を適正に計算して、お譲りすることになる。利用している委員会との協議を進めながら検討していくことになる。

委員：美桑が丘とフレペのどちらも良く利用しているが、今後の方向性として有償譲渡と事業の廃止とされている。一方では、現状維持とされており、道路を挟んで隣にある施設に違いがあるのはなぜか。

委員：回答する前に確認したいことがある。有償譲渡となった場合は、町民に公募をかけることになるのか。

町：基本的に町の財産は町民の皆さんのものであることから、公募をかけることが原則である。事情があり隣接している土地の持ち主が利用するという場合には、優先的に利用していただくことがある。

委員：美桑が丘とフレペについては指定管理者が違い、所管部署も違うためである。

委員：今回のカルテの中で公園という認識でどちらの施設も利用しており、有償譲渡や廃止ということが書いてあり、今後なくなってしまう可能性があるのか。

委員：元々施設としての利用目的がそれぞれ違うためである。

町：美桑が丘とフレペの使用目的、が違うこともある。美桑が丘については、目的があつて、指定管理で事業を実施していただいている。フレペについては、公園として指定

管理をしているという違いである。

委員：美桑が丘について、今後町が事業の廃止を検討しているということは、指定管理を受けている団体が事業を廃止することを検討しているのか。

委員：現在は、町の事業を指定管理者にお願いしているところであり、今後、公募をかけて、有償譲渡することで美桑が丘の運営が廃止になるわけではない。譲り受けた団体が今の事業を引き継いで実施するか、新しい事業を実施するかはわからない。

町：基本的な考え方はその通りである。譲渡する場合は、管理者が事業として利用しやすい施設になるのが一番である。施設全体に言えるが、譲渡をするか、町が管理している状態で継続していく方が良いかを検討している段階である。

委員：施設の指定管理の協定は5年間の契約であるが、協定期間の途中であっても有償譲渡をすることができるものなのか。

町：指定管理の協定期間については、期間を長くすることによって、指定管理を受けただく事業者の雇用を安定して運営できるということで5年としている。以前は3年時もあった。そんな中で、5年が妥当であるかは検討する必要があるかもしれない。できる限りは5年間継続して管理していただく協定ではあるが、管理状況を観て協定を解除することは可能である。

委員：指定管理者の都合ではなく、行政側の都合で協定途中で解除することは可能なのか。

町：可能である。役場として運営方法を変える場合もあり、住民サービスの向上を図るために民間事業者の力を借りている。住民の皆さんにとって形態を変えた方が良いという場合は協定の変更や解除をすることもある。

4 その他

町：各部会の報告についてはホームページや広報しもかわの紙面で掲載させていただく。紙面の都合上、昨年度から各部会から2項目選んでいただいた事業を掲載している。各部会から2項目選んでいただきたい。また、今までにない取り組みについての感想や事務局に対して審議会の進め方について意見や要望があれば伺いたい。

委員：詳しい人を招へいするなどし、審議会委員を育てていく必要を感じる。

委員：わかりやすい資料や説明をお願いしたい。

委員：事前に部会個別の勉強会の時間があれば、審議で理解しやすくなるかもしれない。

委員：公共施設カルテは数字ばかりが記載されている。今後の方向性について、もっと詳しく記載した方が良い。

委員：公共施設カルテに施設の内容や経緯・背景が記載してあると理解しやすい。

委員：部会審議が中心なので全体で議論する場が少ないので、全体で審議の進め方など

について議論する、このような場が今後もあったら良い。

委員：説明を聞いていて言葉がわからない。事前に部会で勉強する場があれば良い。

委員：公共施設のあり方について、全体で考えていく場があれば良い。現在、SDGs推進町民会議でありたい姿の具体化について検討している。今後共有していきたい。また、全体会議で、2030年のありたい姿から現在を考える、バックキャストリングを考える場があれば良い。

委員：広報しもかわに掲載する部会報告はわかりやすく掲載して欲しい。また、審議した委員の感想を掲載すると町民の身近に感じてもらえるのでは。

5 閉会